



三位一体改革の具体化に向けての提案

—「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度を検討—

平成 15 年 11 月 11 日

愛 知 県

三位一体改革の具体化に向けての提案 - 「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度を検討 -

- 目 次 -

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 国庫補助負担金の見直しについて | |
| (1) 現状と問題点及び税源移譲によって得られる効果 | 3 |
| (2) 見直しにあたっての基本的な考え方 | 8 |
| (3) 見直しの結果 | 8 |
| (4) 「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度 | 11 |
| 2 税源移譲について | |
| (1) 税源移譲に当たっての基本的な考え方 | 16 |
| (2) 税源移譲等のシミュレーション | 16 |
| 3 地方交付税について | |
| (1) 地方交付税の役割 | 22 |
| (2) 今後のあり方 | 22 |
| おわりに | 23 |

三位一体改革の具体化に向けての提案

—「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度を検討—

はじめに

平成15年6月「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、三位一体の改革を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革していくことが明記されました。

三位一体の改革とは、国庫補助負担金、地方税、地方交付税の三つを、同時に改革しようとするものであり、地方が自立し、自らの責任と創意工夫で政策を決めていけるように行財政システムを変えていこうとするものです。

「安心して元気みなぎる愛知の創造」のためにも、何としても実現しなければなりません。

三位一体の改革が目指すものは、地方分権の推進と、国と地方を通じた財政の健全化です。

地方分権の推進とは、この地域のことは、この地域の行政と住民が力を合わせ、責任を持ってやっていくことであり、国庫補助負担金を廃止し、その財源を地方税に移譲することにより、税を通じて行政と住民がしっかりと向かい合い、大切な税をこれまで以上に住民に喜ばれる使い方にしていくことです。

県民との協働による県政を進め、地方の知恵と工夫により地域の実情にあった行政サービスの提供により、財政の健全化にも繋げていかなければなりません。

このためには、様々な規制や基準が決められているため地域の実情にあった事業ができない国庫補助負担金や、縦割り行政となっていたり、補助金を受けるために膨大な労力を要するものなどは廃止し、この財源を地方税として移譲する必要が

あります。

こうしたことから、本県では、三位一体改革の基軸は税源移譲に置くべきであると考え、その入り口となる国庫補助負担金の見直しに取り組んできました。

国から交付されている全ての国庫補助負担金について、ひとつひとつ制度の実態と問題点を洗い出した結果、国の関与をなくし地方に任せてもらったほうが良いと考えられる「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金は、国予算額で約 9 兆円にもなりました。

しかし、政府の決めている基本方針ではこの規模を 4 兆円としており大きな乖離がありますので、三位一体改革の早期具体化に向けてさらに検討を進め、約 9 兆円のうち約 4.3 兆円を優先すべきものに分類しました。

検討の過程において、国の基準があったほうが良いとか、補助事業で十分効果が上がっているとの声もありました。もとより、これまでの取り組みを否定するものではありませんが、今後の地域発展のためには、我々自治体自身の取り組み姿勢を、全国一律の横並びから、この地域にとって何をなすべきかを自ら考え、実行する姿勢に変えていくことが必要であることを痛感するとともに、地方の自立に向けて決意を新たにしたところです。

この提案は、新たな決意の下、地方の現場から三位一体改革の早期実現に向けて、国および関係機関をはじめ住民の皆さんにも広く検討していただくための素材として提供するものです。

1 国庫補助負担金の見直しについて

(1) 現状と問題点及び税源移譲によって得られる効果

住民の生活に直結する、教育、福祉、治安あるいは道路整備といった事業のほとんどは、地方公共団体である県や市町村が行っていますが、こうした公共サービスを全国一律の水準で行うことを前提に、国から地方へ約20兆円の国庫補助負担金が流れています。

これまで国庫補助負担金が、全国的に一定のサービス水準を確保するために果たしてきた役割は確かに重要でしたが、一方で多くの問題があることも指摘されてきているところです。

そこで、本県の国庫補助負担金について、現状と問題点及び税源移譲によって得られる効果について個々に調査し、その結果をとりまとめました。

その概要と分野別具体的事例は次のとおり。

(地方の知恵と工夫により、画一的な事業ではなく、地域の実情合った事業が展開できる)

職員設置や施設整備において、様々な規制や基準が細部にわたり決められており、使途が特定されているため、地域の実情に合った事業展開が困難なケースが見られましたが、国庫補助負担金を廃止し税源移譲することにより、地方の知恵と工夫により、画一的な事業ではなく、地域の実情に合った事業が展開できます。

(縦割り行政ではなく、スピーディでムダのない、効率的な総合行政が展開できる)

類似又は同種の事業を一体的に事業展開したほうが効率的であるのに、国庫補助負担金を財源として実施しようとする場合、それぞれの設置基準や交付時期の違いにより事業の重複などムダを生じているケースが見られましたが、国庫補助負担金を廃止し税源移譲することにより、縦割り行政ではなく、スピーディでムダのない、効率的な総合行政が展開できます。

(手続きの簡素化・効率化により生み出された財源で、行政サービスの向上が図れる)

国庫補助負担金の算定のためだけに膨大な労力を要していたり、補助金等獲得のために多大な経費を要しているケースが見られましたが、国庫補助負担金を廃止し税源移譲することにより、これらの手続きの簡素化・効率化により生み出された財源で、行政サービスの向上が図れます。

分野別具体的事例

| 分野区分 | 補助金名 | 現状と問題点 | 税源移譲によって得られる効果 |
|------|-----------------|---|--|
| 社会保障 | 医療施設等施設整備費補助金 | 特殊病室施設整備事業で無菌病室の整備を行った場合は、その使用が骨髄移植の実施に限られるため施設を効率的に活用しにくい。 | 目的外使用の要件などを整備し効率的な施設使用を可能にすることができる。 |
| | 在宅福祉事業費補助金 | 補助対象事業が細分化され、事業間相互の流用が認められていないため、事業を弾力的に実施することが難しい。 | 国に対する事業内容の変更申請等の事務手続を経ることなく、県の判断により、事業間の流用等を実施でき、効率的な事業執行が可能となる。 |
| | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 保育所等の施設の設置について、設置者として NPO が認められているにもかかわらず、国庫補助の対象外となっている。 | 県の裁量により、地域の実情に応じて、設置者が NPO であるかどうかにかかわらず、補助を必要とする施設に優先的に補助できる。 |

| | | | |
|------|---------------|--|--|
| | 児童保護費等補助金 | 地域子育て支援センター事業において、事業の委託先が「児童福祉施設又は医療施設を経営する者」に限定されており、子育て支援を行っている NPO が対象となっていない。 | 県の裁量により、地域の実情に応じて、NPO なども委託先に加えることができるようになり、幅広い事業展開が期待できる。 |
| 教育文化 | 義務教育費国庫負担金 | 教員定数は、標準法及び国庫負担制度で決められている。例えば、学級編成の基準の設定が各都道府県の裁量で決められることになっているものの、少人数学級の実施のために必要となる増員分は、国庫負担の対象とはなっていないなど、地方の自主性が発揮しにくくなっている。 | 学級編成や教員数を定めることができるようになり、少人数学級の実施など地方の実情に応じた教育行政を展開しやすくなる。 |
| | 高等学校等奨学事業費補助金 | 所得基準が生活保護基準の 1.5 倍以下とされているが、基準に合致するかどうかの判定が一般にはわかりづらく事務も煩雑である。 | より簡明な基準とすることにより、一般にも分かりやすい制度となるとともに、事務も簡素化される。 |
| | 地方スポーツ振興費補助金 | 青少年長期自然体験活動推進事業の補助要件は最低連続する 2 週間の参加となっているが、学校や家庭の都合を考えれば困難である。 | 学校や家庭の都合に応じた要件とすることにより、事業参加機会の拡大が可能となる。 |
| 公共事業 | 森林環境保全整備事業費補助 | 面積、事業量などの補助要件により、対象が限定されており(1箇所 0.1ha 以上、メニューによっては 1箇所 4ha 以上) 厳しい要件では個人の森林所有者が対象になるのは難しい。 | 要件の緩和により、県の実情に応じて、事業面積にかかわらず、必要と判断される箇所での事業の実施が可能となる。 |

| | | | |
|---------|----------------------------------|--|---|
| | 海岸保全施設整備事業費補助 | 海岸の整備については、国土交通省、農林水産省とそれぞれが別々に所管をしており、地方で総合的・計画的に海岸の整備を考えることが難しい。 | 省庁ごとの縦割りでなく、県として総合的・計画的に海岸の整備を考えることができる。 |
| | 港湾改修費補助 | 内示決定は県単位で行われているが、交付申請については、港及び施設単位で行われている。そのため交付決定後に急遽事業箇所を変更する必要がある場合、変更交付申請をしなければならず、統合補助金としての管理者の裁量を高めるという趣旨に反している。 | 急な事業変更への対応など、管理者の裁量による事業実施が可能となる。 |
| | 農道整備事業費補助、森林居住環境整備事業費補助、地方道改修費補助 | 道路整備については、農道、林道、地方道など国土交通省、農林水産省とそれぞれが別々に所管をしており、事業が重ならないように総合的・計画的に整備を考えることが難しい。 | 省庁ごとの縦割りでなく、県として総合的・計画的に道路の整備を考えることができるようになり、農道と地方道が並行するようなムダを省くことができる。 |
| 産業振興その他 | 政府開発援助海外技術協力推進地方公共団体補助金 | 研修員の受入が、開発途上国などの地域に限定されていることや、補助金額の下限設定が1千万円となっており、実績額が少しでも下回ると補助金が受けられない。 | 受入対象の拡大と下限額が撤廃されることにより、事業の弾力的、効率的な執行ができる。 |

| | | | |
|--|----------------------------------|---|---|
| | <p>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金</p> | <p>ハード整備（街路灯設置）後、設置設備に広告を掲出し、その収入によりランニングコストを賄おうとしても、広告掲出が認められない。</p> | <p>制限の撤廃により、ランニングコストの削減が図られる。</p> |
| | <p>公営住宅家賃対策等補助</p> | <p>補助対象資料作成のため、毎年1戸1戸家賃に関する計算が必要で事務手続きが煩雑となっている。</p> | <p>申請事務が省略され、事務の効率化が図れる。</p> |
| | <p>環境監視調査費等補助金</p> | <p>大気汚染監視機器に対する補助対象経費が機器購入及び工事費となっているので、大気汚染常時監視のためのテレメータ機器等リース料は補助が受けられない。</p> | <p>大気汚染監視施設のリース料を補助対象とすることにより、事業費の平準化が図られ、単年度経費の圧縮ができる。</p> |

(2) 見直しに当たっての基本的な考え方

三位一体改革の基軸は税源移譲とすべきであり、地方の歳入構造を地方税中心としていくことにより、歳入歳出両面における自由度の拡大を図り、地方分権の推進と財政の健全化を進めなければなりません。

このことは、国庫補助負担金の現状と問題点及び税源移譲によって得られる効果からも明らかです。

国庫補助負担金の見直しは、税源移譲の実現に不可欠な条件であるため、国の関与を廃止し、地方分権を推進する観点に立って、税源移譲すべき国庫補助負担金を積極的に選択しました。

こうした基本的な考え方に立ち、見直しの区分については、単に廃止・存続でなく「税源移譲による一般財源化」を基本におき、その対極に「国庫補助負担金として存続」するものを置きました。また、国庫補助負担金を廃止しても税源移譲には繋がらないものとして、「廃止して国が実施」するものや「その他」として時限が到来して当然に廃止されるものは別に区分しました。

なお、補助金のみならず、現行制度全般について検討を要するものについては、「制度見直しを含め引き続き検討」していくという区分も設けました。

(3) 見直しの結果

ア 対象範囲

普通会計（流域下水道、公営企業等を除く）

平成15年度予算計上 290件 2,690億円

平成15年度国予算計上ベース 11兆 720億円

イ 分類区分

税源移譲による一般財源化

国の関与を廃止し、地方の知恵と工夫により、地域の実情にあった施策展開が可能となるもの
国庫補助負担金として存続

税源移譲による一般税源化では、必要な財源確保が困難なもの

- ・ 災害による臨時巨額な財政負担に対するもの
- ・ 国策に伴う国家補償的性格を有するもの

廃止して国が実施

本来的な実施主体である国が責任を持って実施すべきもの
制度見直しを含め引き続き検討

現行制度全般について検討を要するもの

その他

時限が到来し廃止するもの

見直し結果一覧

| 分野区分 | 税源移譲による 一般財源化 | 国庫補助負担金 として存続 | 廃止して国が実施 | 制度見直しを含め 引き続き検討 | その他 (時限到来) |
|----------------------------------|--|---|--|---|--|
| 社会保障 53件 23,810百万円 | 42件 17,837百万円 社会福祉施設等施設整備費補助金 5,489百万円 児童保護費等負担金 3,551百万円 在宅福祉事業費補助金 1,826百万円 | | 10件 5,775百万円 生活保護費負担金 3,316百万円 児童扶養手当給付費負担金 1,804百万円 | | 1件 198百万円 国民健康保険広域化等支援事業 費等補助金 198百万円 |
| 教育・文化 32件 149,082百万円 | 32件 149,082百万円 義務教育費国庫負担金 137,882百万円 公立養護学校教育費国庫負担金 5,115百万円 私立高等学校等経常費助成費補助金 4,476百万円 | | | | |
| 公共事業 101件 81,416百万円 | 94件 73,095百万円 地方道路整備臨時交付金 10,815百万円 交通連携推進道路事業費補助 5,659百万円 公営住宅建設費等補助 4,557百万円 | 7件 8,321百万円 河川激甚災害対策特別緊急事業 費補助 7,543百万円 河川等災害復旧事業費補助 586百万円 | | | |
| 産業振興 その他 104件 14,658百万円 | 83件 10,675百万円 公営住宅家賃対策等補助 3,597百万円 科学試験研究費補助金 1,749百万円 農業経営対策事業費補助金 739百万円 | 5件 383百万円 石油貯蔵施設立地対策等交付金 239百万円 水力発電施設周辺地域交付金 106百万円 | 8件 1,182百万円 農業共済事業事務費負担金 984百万円 地震関係基礎調査交付金 130百万円 | 2件 2,317百万円 都道府県警察費補助金 1,088百万円 都道府県警察施設整備費補助金 1,229百万円 | 6件 101百万円 市町村合併推進体制整備費補助 金 39百万円 中山間地域等振興対策事業費補 助金 35百万円 |
| 計 290件 268,966百万円 | 251件 250,689百万円 (93.2%) | 12件 8,704百万円 (3.2%) | 18件 6,957百万円 (2.6%) | 2件 2,317百万円 (0.9%) | 7件 299百万円 (0.1%) |

(4)「税源移譲による一般財源化」すべき国庫補助負担金の優先度

検討に当たっての基本的な考え方

本県では、国庫補助負担金の見直しを検討した結果、国予算ベースで約 9 兆円の国庫補助負担金について税源移譲による一般財源化すべきとの結論に達しました。

これは、平成 15 年度の本県の普通会計当初予算に計上された国庫補助負担金に対応する国予算ベース約 11 兆円の 8 割に相当するものです。

これに対して、国が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、廃止、縮減等の改革を行うとした国庫補助負担金の額は約 4 兆円であり、これは地方公共団体向けの国庫補助負担金約 20 兆円のうちの 2 割程度に相当するものです。

このように、廃止、縮減等により税源移譲を行っていくべき国庫補助負担金の額について、本県の検討結果と国の方針との間には大きな乖離があります。

そこで、地方の現場から早期具体化に向けての検討素材を提供したいとの思いから、本県独自の取り組みとして、税源移譲を求めていくべき国庫補助負担金の総額はあくまでも約 9 兆円のベースですが、その中で優先的に税源移譲を行うべき国庫補助負担金の検討をしました。

(前提となる考え方)

- ・あくまでも税源移譲されることを前提に検討

本県として税源移譲を求めていくべき国庫補助負担金の総額は国予算であくまでも約 9 兆円のベースですが、中でもより税源移譲になじみやすいもの、早期に実現可能なものを優先することとしました。

- ・原則として国の支出科目における目単位の制度全体の廃止を前提

目細やメニューの一部等の部分的な廃止では税源移譲に繋がりにくく、事務事業の効率化・合理化も図りにくいため、原則として目単位で検討しました。

検討の視点

県が検討できる範囲で税源移譲になじみやすいもの、早期に実現可能なものを優先するため、次の4つの視点から検討を行いました。

県の関与

- ・ 県の責任において判断するため、最終的な補助事業の実施主体が主として市町村であって、県の関与がほとんどないものは優先度を下げています。この優先度を下げた部分については、市町村の判断が優先されるべきであり、今後、市町村の意見を反映しながら更に検討することが必要と考えます。
- ・ なお、大半の国庫補助負担金は実施主体が混在しているため、主たる実施主体と県の関与とを総合的に判断しました。

財源区分

- ・ 税源移譲になじみにくいものとして、国庫補助負担金の財源に国債が充当されている投資的経費に属するものは優先度を下げています。この優先度を下げた部分については、今後、国、地方を通じた財政健全化の状況を勘案しながら更に検討していくことが必要と考えます。
- ・ また、国の特別会計に属するものについては、原則、経常的経費であっても保険料等租税以外の財源が充当されているため優先度を下げています。特別会計についてはそれぞれ会計ごとに制度の目的や財源について勘案しながら更に検討していくことが必要と考えます。

地域間偏在

年度間偏在

- ・ 地域間偏在と年度間偏在については、税源移譲に伴う団体間の公平性の確保ため、災害関係など偏在の大きいも

のは、元々税源移譲の対象としていませんが、税源移譲の対象の中でも比較的偏在の見られるものは、優先度を下げました。この優先度を下げた部分については、今後、税源移譲規模が拡大されれば、例えば施設整備にあっては個別の補助対象事業として捉えれば偏在があるとしても、施設整備事業全体として捉えれば、概ね各年度ごとに何らかの施設の整備を実施することが考えられ、偏在度合いが薄まると見込まれるため、税源移譲の対象としていくものです。

検討の結果

上記の視点により優先度を検討した結果、国予算ベースで、税源移譲すべき国庫補助負担金の総額 9 兆 302 億円のうち、優先的に税源移譲すべき国庫補助負担金の額は 4 兆 3,211 億円となりました。

また、県予算ベースでは、税源移譲すべき国庫補助負担金の総額 2,507 億円のうち、優先的に税源移譲すべき国庫補助負担金の額は 1,754 億円となりました。

国庫補助負担金等整理合理化方針（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において可能な限り速やかな実現に努めるとされた「地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。」との内容にほとんど合致しています。規模や個々の補助金の性格等から考えて、国において早期に税源移譲を実現することが可能な中身になっているものと考えます。

(検討結果一覧)

金額、国予算ベース。件数、県予算ベース。

| 区分 | 優先的に税源移譲するもの | 地域間・年度間偏在があるもの | 財源が国債等であるもの | 県の関与が弱いもの |
|---------|---|---|--|--|
| 社会保障 | 医療施設運営費等補助金 精神保健対策費補助金 362,399百万円 30件 | 医療施設等施設整備費補助金 社会福祉施設等施設整備費補助金 137,096百万円 3件 | 医療施設等施設整備費補助金 社会福祉施設等施設整備費補助金 164,322百万円 4件 | 児童保護費等負担金 身体障害者保護費負担金 915,744百万円 9件 |
| 教育・文化 | 義務教育費国庫負担金 私立高等学校等経常費助成費補助金 2,921,769百万円 26件 | 公立学校施設整備費補助金 65,614百万円 2件 | 公立学校施設整備費補助金 91,761百万円 4件 | 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 40,350百万円 3件 |
| 公共事業 | 牛肉等関税財源畑地帯総合農地整備事業補助 地方道路整備臨時交付金 706,919百万円 2件 | ニュータウン鉄道等整備事業費補助金 河川総合開発事業費補助 128,834百万円 6件 | 一般国道改修費補助 交通連携推進道路事業費補助 3,379,467百万円 92件 | 下水道事業費補助 廃棄物処理施設整備費補助 1,402,807百万円 15件 |
| 産業振興その他 | 中山間地域等直接支払交付金 公営住宅家賃対策等補助 329,965百万円 60件 | 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 土地利用転換計画策定等補助金 79,258百万円 10件 | 農村振興対策事業費補助金 山村振興等対策事業費補助金 153,201百万円 17件 | 青少年育成非行防止推進事業費交付金 農業委員会交付金 29,740百万円 8件 |
| 計 | (47.9%) 4,321,052百万円 118件 | (4.5%) 410,802百万円 21件 | (42.0%) 3,788,751百万円 117件 | (26.5%) 2,388,641百万円 35件 |

※地域間・年度間偏在があるもの、財源が国債等であるもの、県の関与が弱いものの各区分はそれぞれ重複があるので、金額・件数ともこの表を合計しても251件、9兆302億円には一致しない。

税源移譲への優先度を下げた国庫補助負担金について

今回の検討により、税源移譲への優先度を下げた国庫補助負担金は、国予算ベースで約 4.7 兆円ありますが、これは、優先度を下げただけであり、本県の求める税源移譲はあくまでも国予算ベースで約 9 兆円の規模のものです。

従って、この 4.7 兆円の国庫補助負担金については、優先的に税源移譲を行う国庫補助負担金の税源移譲が実現した後、今後とも税源移譲を求めていくこととなります。

しかし、この 4.7 兆円については、税源移譲するべきものでありながら国庫補助負担金として当分の間存続することとなります。

従って、これらの国庫補助負担金については、税源移譲されない間は、地方の自由度を拡大する方向で、国において制度の改善や運用の弾力化を図っていくべきものと考えます。

例えば、公共事業においては、統合補助金制度の拡大や現在の統合補助金の更なる運用改善が行われるべきです。

また、その他の分野においても、国の補助要綱や通達などで細かい規制があるものは、原則そうした規制は無くすべきです。制度上一定の整備基準などを定める必要があるものは、国においてその大枠を決めるに止め、細かな基準や実施方法は地方の裁量に任せるべきです。

2 税源移譲について

(1) 税源移譲に当たっての基本的な考え方

税源移譲は、税源の偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築するため、所得税・消費税から個人住民税・地方消費税への移譲を主張します。

これは、本県において、「税源移譲すべき国庫補助負担金」の優先度を検討した視点にも通ずるものであり、できるかぎり地域間・年度間の偏在が少ない税目で税源移譲を行うことにより、地方公共団体間の公平性が確保され、改革後も安定的に行政サービスを提供することを可能とするためです。

また、税源移譲に当たっては、義務教育費国庫負担金等の義務的経費は言うまでもなく、その他の事業についても、廃止・縮減を問わず、削減額の全額が税源移譲されるべきです。

これは、税源移譲により国の関与が廃止され、地方の知恵と工夫により生み出される効率化相当額は、地方の行政サービス向上に充てられるべきと考えるからです。

さらに、税源移譲と対をなす、国庫補助負担金の廃止に当たっては、国庫補助負担金の予算上の「目」単位の、制度全体の廃止を前提とします。

これは、国庫補助負担金の廃止に伴う行政組織の簡素化が進み、国・地方双方の財政健全化に寄与できるものと考えられるからです。

(2) 税源移譲等のシミュレーション

本県では、今回の国庫補助負担金の見直しに当たり、一定の前提を付し、国庫補助負担金の削減が、本県の財政にどのような影響を及ぼすか試算を行いました。

試算の前提及び結果は以下のとおり。

(試算の前提)

全国ベースにおいて、国庫補助負担金削減額と、税源移譲による税収の増額分等とが差引ゼロ(歳入中立)となるようにする。

税源移譲は所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税へを基本とし、租税を充当している国庫補助負担金を優先した結果、地方道路整備臨時交付金(以下、「臨時交付金」という。)が含まれていることから、揮発油税による調整も考慮する。

個人住民税を10%の比例税率とする(道府県税3%、市町村民税7%)。

揮発油税については、地方譲与税化するものとして、その規模は、単純に平成15年度当初予算ベースの臨時交付金の額とする。

地方消費税は、全国ベースで、補助金削減額から個人住民税増収額及び地方譲与税増収額を差し引いた額を税源移譲するものとする。

地方交付税については、具体的な見直し内容が示されていないため、現行の交付税総額は維持されるものと仮定し、平成15年度の基準財政需要額及び基準財政収入額をベースに単純に試算を行う。すなわち、税源移譲等により基準財政収入額が増加して、基準財政需要額に変化がなければ、単に交付税総額が減少してしまうこととなるため、基準財政収入額を増加(税源移譲額の75%相当額、地方譲与税増収額の100%相当額)させるとともに、基準財政需要額を増加(税源移譲の対象となる国庫補助負担金削減額の75%相当額、地方譲与税化される臨時交付金削減額の100%相当額)させるものとする。この結果、全国ベースでは、交付税総額は増減なしとなる。

9兆円の場合(ケース1)

本県区分のうち「税源移譲による一般財源化」を行うべきと考えるもの。すなわち、国の関与を廃止し、地方の知恵と工夫により地域の実情にあった施策展開が可能となるもの(本県ベースで251件、2,507億円、全国ベー

スで 9.0 兆円)

この場合、まず、所得税から個人住民税へ税源移譲については、個人住民税を 10% の比例税率とすることにより、全国ベースで 3.1 兆円、本県では、決算ベースでの全国シェアから 665 億円の増収と試算されます。

次に、地方消費税は、国庫補助負担金削減額 9.0 兆円から、上記個人住民税増収額 3.1 兆円及び地方譲与税増収額 0.7 兆円 (=平成 15 年度の臨時交付金予算額 7,033 億円と同額) を差し引いた額、5.2 兆円分を移譲することとし、この場合、本県では、決算ベースでの全国シェアから、3,042 億円の増収と試算されます(地方消費税率は、現行の 1% から 3.1% となる。)

なお、地方消費税の都道府県と市町村との配分については、この場合、増収分はすべて都道府県分と考えます。

これは、全国ベースの国庫補助負担金の削減額 9.0 兆円のうち、その約 1/4 (約 2.25 兆円) は市町村分で削減されると試算される()一方で、所得税から個人住民税への税源移譲、すなわち個人住民税を 10% の比例税率とすると、市町村民税が 2.1 兆円増収と試算されるため、市町村分の国庫補助金削減額は、市町村分の個人住民税の増収分で概ね賄えると試算できるからです。

全国ベースでの国庫補助負担金の 13 年度歳入決算のうち、税源移譲されるべき国庫補助負担金と分類できるものの割合を見ると、都道府県分：市町村分 = 概ね 3：1 となっています。

地方交付税については、国庫補助負担金削減額と税源移譲額等について、前提のとおりそれぞれ基準財政需要額及び基準財政収入額に上積みすると、基準財政需要額は $7,861 + (2,507 - 108) \times 0.75 + 108 = 9,768$ 億円、基準財政収入額は $6,830 + (665 + 3,042) \times 0.75 + 108 = 9,718$ 億円となり、下表のとおり、本県においては、981 億円のマイナスと試算されます。

| 区 分 | 15年度 | | | 改革後 | | | 交付税増減額 F-C |
|-------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|------------------|---------------|
| | 基準財政需要額 A | 基準財政収入額 B | 交付基準額 C (A-B) | 基準財政需要額 D | 基準財政収入額 E | 交付基準額 F (D-E) | |
| 愛知県 | 7,861 億円 | 6,830 億円 | 1,031 億円 | 9,768 億円 | 9,718 億円 | 50 億円 | 981 億円 |
| 参考：全国 | 19兆1,488 億円 | 9兆3,470 億円 | 9兆8,018 億円 | 26兆 738 億円 | 16兆2,720 億円 | 9兆8,018 億円 | 0 億円 |

この結果、試算は右表のとおりとなります。

本県においては、国庫補助負担金の削減額が、2,507億円になりますが、それ以上の県税及び地方譲与税の増収が見込まれるため、地方交付税の減少額981億円を加味しても、全体として327億円の増収となります。

| 項 目 | 全 国 | 愛知県 |
|--------------|--------|----------|
| 国庫補助負担金削減額 | 9.0兆円 | 2,507億円 |
| 所得税から個人住民税へ | +3.1兆円 | +665億円 |
| 消費税から地方消費税へ | +5.2兆円 | +3,042億円 |
| 揮発油税から一部譲与税へ | +0.7兆円 | +108億円 |
| 地方交付税増減額 | 0兆円 | 981億円 |
| 計 | 0兆円 | +327億円 |

4.3兆円の場合（ケース2）

上記「税源移譲による一般財源化」を行うべきと考えるもののうち、1（3）において、優先度が高いとしたもの（本県ベースで118件、1,754億円、全国ベースで4.3兆円）

この場合は、所得税から個人住民税への税源移譲は行わないものとして試算します。

なぜなら、全国ベースの国庫補助負担金の削減額4.3兆円のうち、その約1/5（約0.9兆円）は市町村分で削減されると試算されますが（ ）、個人住民税を10%の比例税率とすると、市町村民税で約2.1兆円増収と試算されるため、これだけで市町村分の歳入がオーバーフローしてしまうからです。したがって、税としては地方消費税

だけで試算することとします。

全国ベースでの国庫補助負担金の13年度歳入決算額のうち、税源移譲の優先度が高いものとした国庫補助負担金と分類できるものの割合を見ると、都道府県分：市町村分＝概ね4：1となっています。

地方消費税は、国庫補助負担金削減額4.3兆円から、地方譲与税の増収額0.7兆円を差し引いた、3.6兆円分を移譲することとしますが、このうち1/5は市町村歳入となるものとするため、本県の場合も同様に、決算ベースでの全国シェアから計算した地方消費税の額から1/5分を差し引いて、1,685億円の増収と試算されます（地方消費税率は、現行の1%から2.4%となる。）

地方交付税については、9兆円の場合と同様に計算すると、下表のとおり、本県においては29億円のマイナスと試算されます。

| 区 分 | 15年度 | | | 改革後 | | | 交付税増減額 F-C |
|-------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|------------------|---------------|
| | 基準財政需要額 A | 基準財政収入額 B | 交付基準額 C (A-B) | 基準財政需要額 D | 基準財政収入額 E | 交付基準額 F (D-E) | |
| 愛知県 | 7,861 億円 | 6,830 億円 | 1,031 億円 | 9,204 億円 | 8,202 億円 | 1,002 億円 | 29 億円 |
| 参考：全国 | 19兆1,488 億円 | 9兆3,470 億円 | 9兆8,018 億円 | 22兆5,488 億円 | 12兆7,470 億円 | 9兆8,018 億円 | 0 億円 |

この結果、試算は右表のとおりとなります。

本県においては、国庫補助負担金の削減額1,754億円に対し、県税及び地方譲与税の増収により、地方交付税の減少額29億円を加味しても、全体として10億円の増収となります。ただし、9兆円削減の場合に比して、増収額は小さいものとなっています。

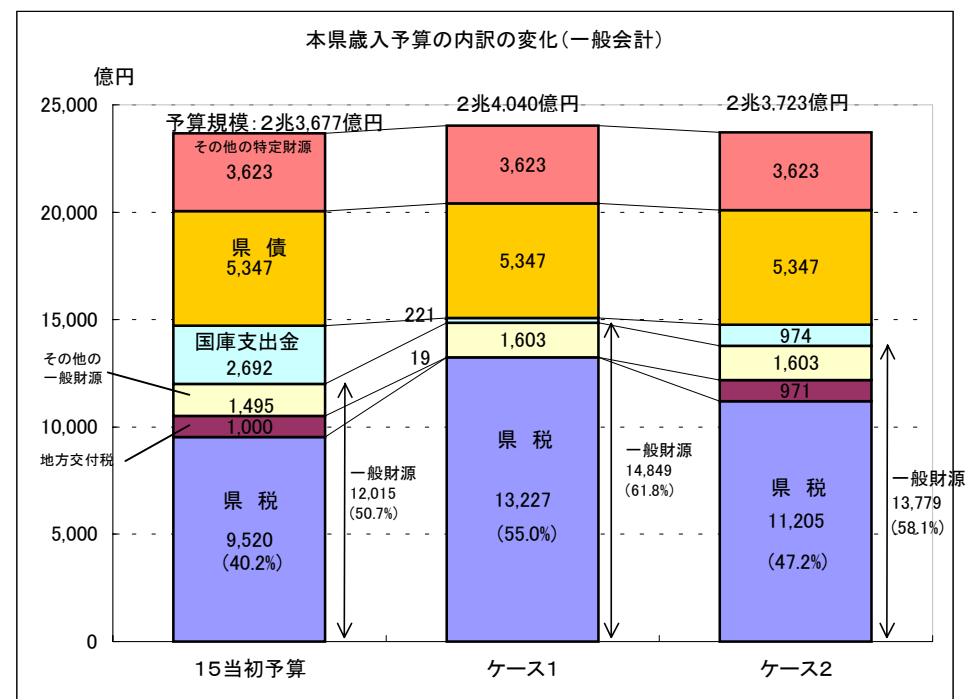
| 項 目 | 全 国 | 愛知県 |
|--------------|--------|----------|
| 国庫補助負担金削減額 | 4.3兆円 | 1,754億円 |
| 消費税から地方消費税へ | +3.6兆円 | +1,685億円 |
| 揮発油税から一部譲与税へ | +0.7兆円 | +108億円 |
| 地方交付税増減額 | 0兆円 | 29億円 |
| 計 | 0兆円 | +10億円 |

本県歳入予算の内訳の変化

以上の試算結果を基に、本県の15年度一般会計当初予算の歳入内訳がどのように変わるかをグラフ化したものが右図です。

ケース1では、国庫支出金が221億円、地方交付税が19億円と大幅に減少するのに対し、県税が1兆3,227億円と大幅に増加し、県税の予算規模に占める割合が55.0%、一般財源全体では61.8%となることが分かります。このことは、歳入面において国の関与が縮小し、地方の歳入面における自由度が増すことを示しています。

また、ケース2では、ケース1ほどの増減規模ではないものの、国庫支出金が974億円、地方交付税は971億円と減少する一方で、県税は1兆1,205億円と増加し、県税の割合は47.2%、一般財源全体では58.1%と増加しています。



(注) グラフは、一般会計ベースとして整理し、特別会計分は除いたため、試算の数値とは一致しない部分がある。

3 地方交付税について

(1) 地方交付税の役割

地方公共団体が、教育、福祉などの仕事を進めていくのに必要な財源として、最も適切なのは、地方公共団体が自主的に収入し使用できる地方税であることは言うまでもありませんが、地方公共団体間の経済力の格差、税源の偏在が大きい状況下では一定水準の行政サービスを確保するため、現行の地方交付税制度は必要不可欠なものとなっています。

地方交付税は一定の基準により各地方公共団体に交付されますが、地方の自主的な判断で使用できる財源であり、国がその用途を制限したり、条件を付すことがない点において、国庫補助負担金とは異なるものです。

すなわち、地方交付税制度の目的とするところは、地方の自主性を確保しつつ、地方公共団体間の財源の均衡化と地方公共団体が計画的な行政を行うことができるようにするための財源保障を図ることにあります。

(2) 今後のあり方

三位一体の改革により、地方交付税も見直しが図られることとなりますが、現行制度を前提に、一定の条件の下に、国庫補助負担金削減と税源移譲額を試算すれば、大都市所在都府県により多くの税源が移譲されることとなるため、地域間の税収格差是正のための財源調整についても様々な検討が必要です。

また、国が地方公共団体に対して、仕事の義務付け又は実質的に全国一定の行政サービス水準の確保を求める基本的な仕組みが存在する以上、その財源保障を行うことは国の責務です。

いずれにしても、地方交付税の見直しは、計画的かつ合理的に行われなければならないものであり、地方交付税制度を通じた財源調整、財源保障は、今以上に重要なものとなると考えます。

おわりに

今回の提案に基づくシミュレーション結果によれば、9兆円規模の税源移譲の場合は約330億円のプラス、4.3兆円の場合は10億円のプラスという結果になりました。

税源が豊かであると言われる本県の場合、税源移譲により税収が大きく増加する傾向にありますが、一方で、義務教育費国庫負担金の額も大きいため、国庫補助負担金の減少額も大きく、税源移譲を基軸に置いた改革案でも、極端な増収になるといった結果にはならなかったと思っております。

三位一体の改革が目指すものは、地方分権の推進と国と地方を通じた財政の健全化であることを考える時、大切な事は結果の損得ではなく、偏在が少なく安定した税収のウエイトを高めることであり、このことこそが、県民との協働による県政づくりや県民の視点に立った行政改革のさらなる推進の大きな力になるものと確信しております。

最後に、こうした考え方の下、本県がこれまで主張してきた三位一体改革の考え方をお示しするとともに、今回の提案が三位一体改革の早期実現のためご活用いただければ幸いです。